第１０９号議案

中野区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年中野区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２１条第３号の２中「第５条の２の８」を「第５条の２の８第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。